

栃木県景観形成基本方針

平成 15 年 12 月 26 日
栃木県告示第 707 号

改正 平成 17 年 2 月 14 日告示第 93 号

関東平野北部の雄大な田園空間の広がりの中、眺望に優れた那須・日光連山や自然豊かな鬼怒川・那珂川等の河川に恵まれた栃木県は、首都近郊にあってとりわけ美しい自然景観を残している。また、古くは江戸とみちのくを結ぶ交通の要衝でもあった本県は、世界遺産に登録された日光の社寺をはじめとして、足利学校・ばん阿寺周辺の史跡や栃木蔵の街の伝統的な街並みに至るまで、数々の歴史文化景観を誇りとしている。

特に、豊かな里山や田園の自然が四季折々に織りなす風景は私たち日本人の原風景とも言える景観である。

先人たちが引き継いできたこれらの景観は、私たちの生活に潤いと安らぎを与え、郷土に対する誇りと愛着を育む県民共有のかけがえのない財産である。

しかしながら、都市化の進展や生活様式の変化あるいは経済優先の開発などにより、先人から受け継ぎ、親しまれてきたこれらの自然景観や歴史文化景観が損なわれつつある。

“ふるさととちぎ”の優れた景観を守り育て、更には美しい街並みを新たに創り出し、将来の世代に継承していくことは私たちの責務である。

美しいまち・むらが人を惹きつけるのは、そこに住む人々が積み重ねてきた生活や文化が醸し出す風景が共感を呼ぶからである。誰もが美しいまち・むらに生まれ育ち、住み続けたいと願っている。それを具体化するには、県民が景観づくりへの理解と関心を深め、景観づくりを地域のまちづくり活動へと広げることが必要となる。さらには、県内各地域における主体的な取り組みを全県下に波及させ、県民一人一人の景観づくり活動へとつなげていかなければならない。

ここに、地域の特性を生かした魅力ある景観形成を図り、将来の世代に継承すべき美しさに満ちた郷土とちぎを築くため、栃木県景観形成基本方針を定める。

第1 県土の景観形成に関する基本構想

1 景観形成の基本目標

(1) 栃木の美しい景観を守り育て、後世に伝える

首都圏有数の恵まれた美しさを持つ県土の自然景観や先人たちが長年にわたり築き上げてきた歴史文化景観を保全することが、かけがえのない美しい県土を未来に継承していくことにつながる。

これらの景観が祖先から受け継がれ、かつ将来の世代に継承すべき県民共有の財産であることを認識し、県民として守り育てていく。

(2) 美しい栃木の県土づくりを戦略的に行う

景観づくりは、まちづくりや地域づくりを通して、地域の特性を生かしながら、戦略的な県土づくりを進めていく手法といえる。

「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”にふさわしい環境共生に配慮した新たな景観を創造するため、

「みちづくり」や「まちづくり」等の社会資本整備の際には、景観形成の視点から美しい県土づくりの戦略的な展開を図り、本県のイメージアップを推進していく。

(3) 景観づくりを地域のまちづくりに生かす

景観づくりは住民参加で取り組むべき共同作業であり、その作業は、様々な議論や合意を経て共通の意志を見出していく過程である。

それぞれの地域で創意工夫を生かしたまちづくりが求められており、県民、事業者及び市町村と連携して、景観施策を取り入れた美しく個性的な地域のまちづくりを進めていく過程の中で、地域の連帯感を醸成し、各々が参加意識を持ったまちづくりを実現していく。

(4) 快適な都市等の生活空間づくりを目指す

地域の人々が楽しく暮らし、学び、働き、遊び、交流する生活空間としての機能、つまり人間中心の考え方が景観づくりに生かされ、生活者や来訪者に心地よく豊かな環境を提供する。

都市や農山村を、そこに住む人々が積み重ねてきた生活や文化などの風景を生かし、誇りを持てるような快適で魅力的な空間とし、また、都市住民と農山村住民との交流の促進につながるような、各々の快適さを際立たせる生活空間づくりを目指していく。

2 景観形成の推進に当たっての役割

景観は、人々の生活意識や美意識が反映され、また、各々の主体的な取組みによって創られることから、それを基本としながら全体として調和ある景観形成を長期的視点に立って進めていくことが求められる。

このため、県民、事業者、市町村及び県が、地域の景観に対する共通認識を深め、各々が果たすべき役割を担い、対等のパートナーとして協働しながら一体となって景観形成に努める。

(1) 県民

景観は、生活環境の質を反映する地域の姿であり、美しい景観は、県民すべての共有財産であることを理解する必要がある。地域の一人一人の景観への関心や身近な景観形成活動の積み重ねや提案を、地域全体、更に全県的な景観づくりへとつなげていくような展開が、これからの県民に期待される役割である。

(2) 事業者

事業者は、事業活動が地域の景観形成に大きな影響を及ぼすことを自覚するとともに、地域社会の一構成員として、県や市町村の景観形成施策に協力し、地域の景観形成にも積極的に取り組むことが求められる。

(3) 市町村

景観形成施策をはじめとしたまちづくりや地域づくりは、地域住民の意向を反映させたきめ細かい対応が必要であり、景観行政は、基本的には地域と密着した市町村が主体となって実施されることが求められる。市町村は主体的に地域の景観の形成を図るため、県の実施する景観施策と連携を図りながら、景観に関する計画を策定して各種の施策を実施し、また、地域住民や事業者に対する景観形成活動の支援や施策の普及啓発を図ることが求められる。

(4) 県

県は、県民、事業者、市町村、国等と連携を図りながら、県土の総合的な景観形成施策を策定し効果的に実施する。

まちづくりの主体である市町村に地域の特性に応じた景観に関する計画の作成を働きかけていくとともに、広域的な観点から市町村の景観行政の調整を図り、市町村の景観形成施策を支援していく。また、公共事業等で市町村の範となるような景観形成施策を自ら実施すること、さらには、教育を通して子ども達に景観への理解を深めさせていくことも重要である。

第2 地域における景観形成の推進に関する基本的事項

重要な景観を有する地域、広域的な景観形成が必要な地域、良好な街並み景観を整備する必要がある地域を景観形成地域として指定をし、重点的に景観施策を実施することにより、美しい景観づくりの考え方や手法を県内に波及させる。

1 景観形成地域の指定

景観形成地域を指定する際には、次の事項に配慮することとし、市町村による申し出等を受けて指定する。

- (1) まちづくり計画等をベースに、市町村が景観形成を図る必要があると位置付けた地域
- (2) 住民活動やNPO等のまちづくり活動が盛んで、行政と住民が協力して景観形成を進められる地域
- (3) 定住人口、交流人口が多い地域で、県土のイメージアップのため戦略的に景観形成を推進する必要がある地域

2 地域景観形成計画の策定

市町村は地域のまちづくりの観点から、景観形成地域の景観形成の方針、活動計画、整備計画等の案を作成し、県はこの案等を基本に地域景観形成計画を定める。

地域の特性、景観資源、主要な眺望点などを的確に把握し、地域のまちづくりの考え方を尊重しながら、住民の意向を十分に踏まえて作成する。

3 景観形成地域内における景観形成

地域景観形成計画や景観形成施策を広く地域住民等に周知し、景観に対する関心や理解を広めるとともに、地域のまちづくりと連携させながら景観形成を長期的な観点で推進していく。

4 景観形成重点地区の指定

市町村は地域住民とともに景観形成の誘導ルールである重点地区景観形成基準の検討を進め、県は住民合意が整った地区から順次、景観形成重点地区として指定を行う。

5 景観形成重点地区内における景観形成

重点地区景観形成基準の趣旨を地域住民に啓発し、基準に基づき、建築行為等の届出による適正な誘導を図るとともに指導、勧告及び公表の制度の適正な運用を図る。また、都市計画法、建築基準法等による景観形成施策の活用を図る。

第3 大規模行為に係る景観形成の推進に関する基本的事項

大規模な建築物の建築や工作物の設置等は、地域の景観に大きな影響を与えるため、県土全域の大規模行為に対して、届出等により優れた景観が形成されるよう誘導する。

1 大規模行為景観形成基準

周辺景観への調和やデザインの工夫、緑化修景等のより良い景観への誘導を重視した大規模行為景観形成基準を策定し、景観形成の手法等の普及啓発を図る。

大規模行為景観形成基準設定の背景や基本的な考え方、景観形成に当たっての配慮事項等を明らかにすることにより景観への理解を深め、届出制度の円滑な運用を図る。

2 届出に対する指導

地域の特性に十分配慮しながら、大規模行為景観形成基準に基づき大規模行為の届出による景観形成の適正な誘導を図り、必要に応じて指導や助言を行うとともに勧告及び公表の制度の適正な運用を図る。

市街地景観や田園景観等の地域の特性に応じた景観類型区分による指導により、きめ細かな景観誘導に努める。

また、基準の県民への周知を図り、建設計画初期の段階において景観への配慮が適正に行われるよう誘導する。

第4 公共事業に係る景観形成の推進に関する基本的事項

1 公共事業景観形成指針

周辺の景観と調和したより良い景観形成のためのガイドラインとして以下の事項に考慮した公共事業景観形成指針を策定し、景観形成の手法等の普及啓発を図る。

- (1) 機能性や効率性、経済性だけでなく、生活者や来訪者に心地よく豊かな環境を提供するよう配慮すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、良好な視点の確保と視点場の整備に配慮すること。沿道、沿川等は、変化に富んだ景観が享受できるよう、広域的な観点でデザインすること。
- (3) 自然との共生、生態系保全、環境負荷の軽減、親水空間・緑地空間の整備等の環境共生施策と景観形成施策とを連携しながら実施すること。

2 公共事業に関する景観形成

公共事業は地域の景観形成に先導的な役割を果たすことを求められることから、公共事業景観形成指針に基づき事業を実施するほか、地域の景観特性を十分踏まえ、地域景観形成計画や優良景観形成のための住民協定など、地域の固有の景観に関する計画に配慮して行う。

3 景観に配慮した公共事業の推進

公共事業景観形成指針に適合した景観形成の誘導を図るため、指針に対する配慮の有無やその内容について確認できる実効性のある仕組みをつくる。

国、市町村、公共的団体等に対し、公共事業の実施に当たっては、公共事業景観形成指針に配慮するよう要請する。

担当職員の景観に関する知識の習得を目的として、公共事業景観形成のための研修会や事例研究会を開催する。

第5 景観形成を推進するための啓発活動等に関する基本的事項

1 情報収集・提供

情報を収集、整理、分析する体制を整備し、景観形成や美しいまちづくりの進め方、先進的な取り組み事例等の情報を提供する仕組みを充実させる。

情報提供は、広報紙やホームページへの掲載、パンフレットの配布、パネル展示等の方法により効果的に行う。

2 啓発、意識の高揚

県民の理解や協力のもとに景観形成活動を推進するため、シンポジウム、表彰制度等の啓発事業等を実施し、県民への啓発、意識の高揚を図る。

子ども達に郷土教育を通して景観への興味、関心を高めるよう努める。

事業者に対し、景観形成について理解を求めるとともに、地域の一員として景観形成において果たすべき社会的役割について周知する。

3 景観形成活動の支援

地域の美化・緑化活動など、県民等の景観形成に関する自主的な活動促進のための施策を行う。

景観形成活動の取組みを奨励し、優れた活動を広く県民に紹介するとともに、技術的な指導、助言その他の支援に努める。

県民等を対象とした研修会等を開催し、景観形成に関する理解、交流、活動の場を提供する。

市町村やまちづくり活動団体等に対して、景観アドバイザーの派遣等を行い、技術的な指導、助言を行うとともに活動団体等のネットワーク化を図る。

第6 景観形成を目的とする法令及び条例に基づく施策との調整に関する事項

1 現行法制度の活用

現行法制度の景観法、自然公園法、都市計画法、建築基準法、文化財保護法、栃木県屋外広告物条例、栃木県風致地区条例、とちぎふるさと街道景観条例などの景観施策に関する各種法令については、適用地域の特性や対象に応じた適切な活用を図り、各法令間の連携を密にしながら、景観形成に関する適正な誘導を図る。

2 景観法及び市町村条例との調整

景観条例に係る届出者の負担軽減を図るため、景観法の規定による景観計画区域等及び景観形成に関する条例を制定している市町村については、その内容に応じ、県の景観条例の一部適用除外等の必要な措置を行う。

第7 その他県土の景観形成に関し必要な事項

1 景観形成住民協定

住宅地における沿道緑化や平地林、棚田等の優れた景観を保全するため、住民等が自主的に景観形成を推進するための手法として、景観形成住民協定制度を創設し、活動を支援する。

地域住民や、地権者・管理者間で自主的に景観形成を図る協定を締結した場合、一定の要件に該当し、地域の景観形成に寄与すると知事が認定すれば、その内容を公表し、活動を支援する。

2 景観形成特定事業者協定

県土の景観形成を図るため必要があると認めるときは、景観形成に大きな影響を与える規模の事業を営む者と景観形成特定事業者協定を締結し、県民に協定の内容を公表する。

工場、大規模店舗を営む者、県内各地で事業を展開する事業者等のうち、県の景観形成施策に対して理解を得られた者に協定の締結を積極的に勧め、その協力を得ながら景観形成の推進に努める。